

「葛飾区空家等対策計画（案）」に対する

区民意見提出手続（パブリック・コメント手続）の実施結果について

1 実施期間

令和6年9月19日（木）から令和6年10月18日（金）まで

2 閲覧場所

区政情報コーナー、各区民事務所（6か所）、各区民サービスコーナー（3か所）、各図書館（13か所）、男女平等センター、住環境整備課 計25か所

また、区ホームページからも閲覧、電子申請による提出ができるようにしました。

3 提出された意見

意見提出者5人、提出された意見7件

4 提出された意見と区の考え方（概要）

別紙のとおり

「葛飾区空家等対策計画（素案）」に対する区民の意見と区の考え方

【取扱いについて】 ◎：計画（案）に意見を反映する ○：計画（素案）に盛り込まれている

△：意見・要望としてお聞きし、今後の参考にする

No.		意見の要旨	取扱い	区の考え方
1	空家等対策の進め方	空家対策等において、持続的な専門家の協力体制を築く上で、専門家への適切な報酬が確保されることが大切だと考える。	△	区の空家等対策を総合的かつ計画的に実施するために、空家等対策協議会及び専門部会委員として専門家の方に参加していただいています。専門家委員の方への報酬については、葛飾区附属機関の構成員の報酬及び費用弁償に関する条例に基づき支給しています。 また、「葛飾区における空家等の有効活用、適正管理等の推進に関する協定」を専門家団体と締結しており、協定締結団体の協力のもと、空家等に関する相談に対し、専門家の方を派遣して助言や提案を行う取組を実施しています。この専門家派遣に関する報酬については、手数料として、葛飾区空き家等に関する専門家派遣要綱に基づきお支払いしています。 今後も持続的な協力体制を築いていくために、専門家の方への報酬については、引き続き適切な金額が確保されるよう、必要に応じて見直しを行ってまいります。

No.		意見の要旨	取扱い	区の考え方
2	空家等に関する相談体制の整備	区内の空き家だけでなく、区外に空き家を所有しており、空き家を処分するための金銭的な負担等について悩んでいる人が多くいる。そういう人はどこに相談してよいのかわからず、不安に感じている。区外の空き家の処分においても、助成制度や解決策について相談にのってほしい。	△	葛飾区空き家等相談窓口においては、区内の空き家に限定することなく、空家等に関する様々な相談を受け付けており、相談者の立場に立った相談対応を実施しております。 区外の空き家に関する相談については、引き続き、適切な相談先を紹介するなどの相談対応や支援を行ってまいります。
3	空家等の活用推進	人が住まない家は傷んでいくため、空き家の持ち主が遠方にいて管理ができない、購入者がいない、解体費用がないなど、空き家の状態が長く続く物件については、葛飾区の管理下でシェアをして、飲食店、教室、雑貨屋など安い賃料で1日から開けるような利活用ができると良い。	△	空家等の活用推進については、住宅市場における流通・利活用を基本とし、民間事業者を中心とした建物の活用や除却跡地の売却などを促進しています。より所有者及び区民のニーズにあった柔軟な利活用ができるよう、居住支援協議会や協定締結団体と連携した空家等活用の推進の検討を進めていきます。 現在のところ、空家等の活用推進として、区の管理下での貸店舗活用や各種事業の実施、空家等の利活用に関する費用助成の実施等の考えはございませんが、空家等に関する情報の庁内での共有化を図り、地域貢献や福祉的需要とのマッチングにより空家等の利活用を促進する体制の構築を検討してまいります。
4	空家等の活用推進	区で費用を助成して、空き家の除却、改修をして利活用すべきである。(宅配ロッカー等買い物環境の整備、シェアサイクル事業、公園用地の拡大、防災広場、カフェ、コミュニティ施設、コインシャワー、ワーキングスペース等)	△	
5	空家等の活用推進	空家のサステナブルな活用のため、きのこ栽培による、一定の収益が得られるモデルが必要である。	△	

No.		意見の要旨	取扱い	区の考え方
6	空家等の活用推進	空家等活用促進区域を利用して葛飾区内の利便性向上および防災対策を図るべきである。	△	空家等活用促進区域において措置することが可能となる接道規制の緩和について、本区では、延焼拡大防止に向けた取組として、老朽家屋の建替え促進を図るため、すでに区内全域で実施しております。 こうしたことから、現在のところ、新たに空家等活用促進区域を設定することは考えておりませんが、地域における空家等の活用需要や課題の状況を踏まえ、必要に応じて検討してまいります。
7	空家等の活用推進	再建築不可の土地の解消を図る観点から、空き家の除却後に隣接地の購入や合筆の機会を得やすくするための仕組みづくりや、助成制度の構築、建築制限の見直しなどに取り組むべきである。 また、住宅が建ち並び、住民同士の交流の場が失われていることで、利便性や活気の低下とともに、まちの魅力が損なわれ、空き家増加の一因となっていると思われる。そのため、住居以外の用途での空き家の利活用を積極的に行っていくことが必要である。	△	再建築不可の土地の解消を図るための様々な取組や規制のあり方については、関係部署と連携しながら必要に応じて検討してまいります。 空き家の利活用については、葛飾区空き家等相談窓口を登録窓口として、区内の空き家を公益目的で活用したい利用希望者と地域に活かせる空き家所有者のマッチングを図る「空き家マッチング制度」を導入しており、双方合意によるマッチング成立へ向けたサポートを行っております。 これにより、子ども食堂や地域住民の憩いの場などを創出し、住民同士の交流の場を設けることで、地域交流の活性化やコミュニティの再生を図るなど、まちの魅力づくりに繋がる空き家の利活用に引き続き取り組んでまいります。